

認定基準外事故の過失割合事例集

富士通健康保険組合

目 次

—— 認定基準外事故の過失割合 ——

(1) 歩道外通行者のケース	1 頁
(2) 横断歩行外横断の歩行者のケース	1 頁
(3) 路線バス及び駐車中の車両の乗降客のケース	2 頁
(4) 自動車等の同乗者のケース	2 頁
(5) 自動車と自転車の衝突事故のケース	3 頁
(6) 無灯火の自転車搭乗者のケース	4 頁
(7) 自転車の二人乗りのケース	5 頁
(8) 畜犬の附近通行者のケース	6 頁
(9) 信号無視の自転車搭乗者のケース	6 頁
(10) 足踏式自転車と歩行者の接触事故のケース	7 頁
(11) 並進車両の接触事故のケース	7 頁
(12) 店舗の密集する裏通りを通行する自動車のケース	8 頁
(13) ドアの関係のケース	8 頁
(14) 交通整理者の不適切誘導のケース	10 頁
(15) チャイルドシートの不装着のケース	10 頁
(16) その他のケース	11 頁

1. 過失割合と認定基準

交通事故が起きる原因として、車やバイクの運転者の不注意があります。脇見運転をしていて停止中の車に追突したり、赤信号を無視して歩行者をはねてしまった場合などは、100%運転者の不注意によって事故が起きたと判断されます。このような不注意を「過失」といいますが、加害者の一方的な過失のみで発生する交通事故はほとんどありません。実際には、加害者・被害者双方に過失があり、その結果として事故が起きるケースが大半なのです。こういった場合は、加害者だけに損害額を負担させるのは明らかに不公平です。「過失相殺」とはこの不公平を解消するもので、被害者と加害者の「過失割合」（過失の程度）に応じて、当事者間で損害賠償責任を負担しあうという制度です。実際に交通事故が発生した場合は、当事者双方の保険会社から過去の判例などによる常識的な負担割合が提示されます。この際に、過失割合を客観的に判断するための材料として、裁判官や弁護士が作成した「認定（算定）基準」が公表されています。認定基準には車同士の事故や車・バイクと歩行者、車とバイク、車・バイクと自転車、高速道路上の事故と、事故の態様ごとに基本的な過失割合が示されており、これに事故の状況に応じた修正要素を加えることで、具体的な過失割合を導き出すことができます。しかしながら、交通事故の態様は、まさに千変万化で、どれひとつとっても同じ事故というものはありません。したがって、基準化できない事件が無数に存在することも当然で、その意味でも認定基準は万能ではありません。そこで、ここでは、認定基準に明らかに該当しないか、該当するかどうかの判定が困難と思われる事例を取り上げることになりました。

2. 事例

(1) 歩道外通行者のケース

〔事故の発生状況〕

同一方向に進行する自転車を追い越そうとした自動二輪車が、突然、右斜前方に出てきた自転車と接触して安定を失い、滑走して車道右側を歩いていた歩行者（被害者）と衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

歩道を通行せず車道右側端を通行した被害者に、20パーセントの過失相殺を認めた。（東京高裁・昭和57年7月21日判決）

(2) 横断歩道外横断の歩行者のケース

〔事故の発生状況〕

加害者が普通貨物自動車を運転中、その19.3メートル前方を歩行中の被害者が道路左側から右側に向けて横断するのを認めたが、横断を続けるものと判断し、特に減速しないで走行したところ、同人が突然反転し、左右の安全を確かめず横断開始地点に小走りに引き返したため衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に40パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・昭和62年9月25日判決）

〔事故の発生状況〕

交通整理の行われていない見とおしのよい交差点における右折・西進の加害者（普通乗用自動車）が横断歩道の西端から約2メートルはずれた線上を横断歩行中の被害者に衝突して被害者を死亡させた事故

〔過失割合に関する判定〕

事故はもっぱら加害者の無謀運転によるものであるとして被害者の過失相殺を認めなかった（神戸地裁・昭和62年9月29日判決）

〔事故の発生状況〕

両側に商店街・住宅の建ち並ぶ幅員7メートルの道路を横断歩道以外の地点で反対側にいる友人から呼びかけられ、停車車両のかけから突然とび出した被害者（女・7歳）が加害車（普通乗用自動車）と衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者が道路の左右安全確認を怠ったとして35パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・昭和62年10月16日判決）

〔事故の発生状況〕

幅員14.6メートルの幹線道路の横断歩道の設けられていない場所を横断中の被害者が、白昼、制限速度を約30キロメートル超過した約90キロメートルの速度で進行した普通乗用自動車に衝突された事故

〔過失割合に関する判定〕

加害者の責任は極めて重大であり、事故当時の道路の通行量は多量とは認められないことなどを考慮すると、被害者の過失ないし落ち度を斟酌するのは相当でないとして、過失相殺を認めなかった。（東京地裁・平成7年12月13日判決）

（3）路線バス及び駐車中の車両の乗降客のケース

〔事故の発生状況〕

閉まりかけているバスの扉に左足をかけて無理に乗り込もうとした乗客が、足をドアに挟まれ受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

乗客に40パーセントの過失相殺を認めた。（札幌高裁・昭和57年2月25日判決）

〔事故の発生状況〕

車両の通行状況がかなり頻繁な駐車禁止区域に駐車させ、その車に乗車しようと、後方を確認することなく車道上を漫然と歩行中に進行してきた加害車（普通乗用自動車）にはねられ受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に20パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・昭和62年12月25日判決）

〔事故の発生状況〕

被害者（女・72歳）がバスに乗車し、運転席左後方の保護棒に体を添えたところ、運転者がバスを発進させたためバランスを失い転倒し受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

バスの乗客にはバスの円滑迅速な運行に配慮し、できるだけ速やかに着席するか、吊革・保護棒につかまる等してバスの発進や揺れに伴う危険から自らを守るための努力をすべき義務があるとして、義務を十分尽くさなかった被害者に、30パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成4年2月13日判決）

（4）自動車等の同乗者のケース

〔事故の発生状況〕

信号機により交通整理の行われている交差点において、Aの運転する直進の被害車（自動二輪車）と右折の大型貨物自動車とが衝突した事故により、被害車の後部席に同乗していた被害者Bが死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

Aが制限速度を大幅に超える高速度で、しかも変形ハンドルで被害車を運転していたことから、被害車に同乗していたBは、被害車が転倒することがありえ、転倒した場合は自己の生命・身体に損害を受けることを予見できたのに、BはAが制限速度を大きく超える時速約90キロメートルの速度で被害車を交差点に進入させようとした過失を容認していたばかりか、助長促進していた過失があるとしてBに、30パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・昭和63年1月26日判決）

（5）自動車と自転車の衝突事故のケース

〔事故の発生状況〕

被害者（自転車）が加害車（普通乗用自動車）が近づいてきたにもかかわらず、迷走し、さらに加害車の直前に進出し衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に35パーセントの過失相殺を認めた。（横浜地裁・昭和63年7月14日判決）

〔事故の発生状況〕

一時停止の標識のある見とおしの悪い交差点における加害車（普通貨物自動車）と被害自転車との衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

一時停止も徐行もしないで交差点に進入した被害者（男・10歳）に、60パーセントの過失相殺を認めた。（横浜地裁・昭和63年8月29日判決）

〔事故の発生状況〕

交通整理が行われていない交差点を時速約15ないし18キロメートルで右折進行した加害車（普通貨物自動車）が、横断歩道を左から右に進行してきた自転車搭乗の被害者（男・11歳）に衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

前方左右を注視して、横断者あるいは横断しようとする者を発見した時は、その動静を確認しながら一時停止するか、徐行して進行すべき注意義務があるのにこれを怠り、安全を確認せず、かつ、前記速度で進行したため、被害者が自転車で横断歩道に入ってきたのに気付かず、加害車が横断歩道にさしかかった時点で被害者が横断歩道上を進行してくるのに気付かずブレーキをかけたが及ばず衝突したものと認められ加害者に過失があったこと明らかであるとして加害者対被害者の過失割合を9対1と認めた。（東京高裁・平成5年5月26日判決）

〔事故の発生状況〕

信号機の設置されている交差点を、青信号で進行中の加害車（普通乗用自動車）が、対面信号が赤にもかかわらず自転車で搭乗通過中の被害者に、時速約50キロメートルで急ブレーキをかけながら衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

すぐ近くにある押しボタン式信号機を利用しないまま進行した自転車搭乗の被害者に、60パーセントの過失相殺を適用した。（大分地裁・平成7年8月24日判決）

〔事故の発生状況〕

交通整理の行われている見とおしのよい交差点で制限速度を30キロメートル超える80キロメートルで直進してきた加害車（普通乗用自動車）が、自転車に搭乗して横断中の被害者に衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

歩行者用信号機の赤信号を無視して横断を開始した後、中央分離帯の手前で引き返すという極めて危険な行動に及んだ被害者に80パーセントの過失相殺を認めた。
（名古屋地裁・平成9年6月27日判決）

（6）無灯火の自転車搭乗者のケース

〔事故の発生状況〕

車両が渋滞している道路の左端を自転車で進行していた被害者（男・12歳）が、操作を誤って転倒し、折から進行してきた加害車（大型トレーラー）に轢過されて死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

日没後、暗い場所で無灯火で自転車を運転し、その操作を誤って転倒した被害者に、50パーセントの過失相殺を認めた。（横浜地裁・昭和63年2月22日判決）

〔事故の発生状況〕

交通整理が行われていない見とおしの悪い変形交差点における加害車（貨物自動車）と被害者搭乗の自転車との出会いがしらの衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

早朝無灯火で自転車に搭乗中の被害者に40パーセントの過失相殺を認めた。
（大阪地裁・平成9年7月29日判決）

〔事故の発生状況〕

深夜、見とおしの良好な交差点を青信号に従って横断していた自転車搭乗の被害者が、右折の自動車と衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

無灯火のうえ左手でハンドルを握り、右手で傘をさしていた被害者に10パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・平成10年1月23日判決）

〔事故の発生状況〕

交差点の横断歩道を横断中の自転車と普通乗用車の衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

自転車搭乗の被害者には進行してくる車両の有無・動静に注意を払うことが期待されていたこと、夜間で事故現場が暗かったこと、自転車が無灯火であったことを考慮し、25パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・平成10年11月12日判決）

〔事故の発生状況〕

交通整理が行われているT字型交差点における右折自動車と対向の原付自転車との衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

無灯火，法定速度約10キロメートル超過，二人乗りで進入した原付自転車運転者に30パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・平成11年1月19日判決）

〔事故の発生状況〕

信号機のある見とおしの悪い交差点において，対面信号が黄色点滅の道路を制限速度を時速20キロメートル超過した速度で進行した普通貨物自動車と，対面信号が赤色点滅の道路を飲酒のうえ無灯火の自転車に乗って進行した被害者との出会いがしらの衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に45パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・平成11年5月25日判決）

〔事故の発生状況〕

被害者搭乗の自転車に加害車（普通乗用自動車）が追突した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者にも深夜無灯火で走行した過失があったとして，被害者に10パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成13年12月20日判決）

〔事故の発生状況〕

交通整理が行われておらず，双方の道路に一時停止の標識が設けられている交差点を一時停止した後，西から東に向け時速約10キロメートルで進行中の加害車（普通乗用自動車）が，南から北に向け進行中の被害者搭乗の自転車と衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

夜間，前照灯を点灯せず，傘をさして片手で運転し，加害車に気付きながらその一時停止を期待して同車両の動向を十分に注視することなく交差点に進入した被害者の過失も過少評価できるものではないとして20パーセントの過失相殺を認めた。（東京高裁・平成14年9月25日判決）

〔事故の発生状況〕

歩車道の区別のない道路において，薄暗い事故現場付近を無灯火で進行した自転車（男・14歳）と対面歩行の被害者（女・75歳）が衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

事故発生に関する過失割合を自転車85，被害者15と認めた。（名古屋地裁・平成14年9月27日判決）

〔事故の発生状況〕

信号機のない見とおしの悪い交差点において，一時停止を怠った加害車と自転車搭乗の被害者との衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

加害車両が一時停止減速をしなかったの見届けず，夜間，霧雨程度の雨が降る中を，無灯火で，かつ黒系の色の傘を前方に差し出し，片手運転で交差点に進入した過失があるとして，被害者に20パーセントの過失を認めた。（東京地裁・平成15年1月22日判決）

（7）自転車等の二人乗りのケース

〔事故の発生状況〕

信号機による交通整理の行われている交差点での右折の被害車（原付自転車）と、交差道路を右方から交差点に進入し加害車（普通乗用自動車）の衝突により被害車の後部に同乗していた被害者が死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害車の対面信号が赤、加害車の対面信号が黄色であったと認め、基本的な過失割合を被害車70パーセント、加害車30パーセントとしたうえで、酒気帯び運転で制限速度を少なくとも時速10キロメートル以上超過し、前方を注視しないで運転していた加害車に30パーセントの加算修正をし、運転免許を有していないことを知りながら、原付自転車に二人乗りをしていた被害車に5パーセントの加算修正をするのが相当であるとして、事故の過失割合を被害車45パーセント、加害車55パーセントとした。（名古屋地裁・平成16年2月6日判決）

（8）畜犬の附近通行者のケース

〔事故の発生状況〕

原付自転車の前輪部が犬（シェパード）と接触、被害者が受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

犬の繫留を解いた結果、事故を惹起したことは、犬の保管について相当の注意を欠いたものというべきであるとして、犬の保管者に民法718条による責任を認めるとともに、本事故については、被害者も犬が通行人に吠えつき気を荒立てている折に原付自転車で接近しているのであるから、犬の手前で一旦停止するか、又はいつでも停止できる程度に徐行して犬の動静を見極め、安全を確認してから犬の側方を通過すべき注意義務があるのに、これを怠ったとして40パーセントの過失相殺を認めた。（東京高裁・昭和56年2月17日判決）

〔事故の発生状況〕

庭で飼っていた犬（ダックスフント系）の首輪の鎖を外したところ、犬が道路に飛び出し、折から自転車に乗ってきた犬嫌いの被害者（男・7歳）に近づいたので、おどろいた被害者がハンドルを切ったところ、護岸壁から川に転落して左眼を失明した事故

〔過失割合に関する判定〕

飼い主の手を放れた犬が被害者に近づいたことも事故発生の一因となっていたとして、飼い主に民法718条による責任を認め、足の届かない自転車に乗っていた被害者の治療費について、90パーセントの過失相殺を認めた。（最高裁・昭和58年4月1日判決）

（9）信号無視の自転車搭乗者のケース

〔事故の発生状況〕

信号機により交通整理の行われている交差点内において、加害車（大型貨物自動車）と道路を横断中の被害者搭乗の自転車との出会いがしらの衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

対面の車両用信号の青を確認して交差点内に進入したが中央に至るまでに全赤信号も終了していたから、左側から青信号に基づき進行してきた加害車との衝突の危険を回避すべきであるのに、その前方を突き切ろうとした被害者に、70パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成7年5月16日判決）

〔事故の発生状況〕

信号による交通整理が行われていないT字型交差点におけるB道路からA道路へ右折する加害者搭乗の自転車とA道路から交差点に進入しようとした被害者搭乗の自転車との衝突事故

〔過失割合に関する判定〕

A道路からB道路への左折にあたり、交差点手前で減速せず、A道路のほぼ中央を走行し、B道路側の道路事情の確認不十分のまま交差点に進入した被害者の停止義務違反、前方注視義務違反も事故の原因となっているとし、50パーセントの過失相殺を認めた。
(東京地裁・平成7年9月26日判決)

(10) 足踏式自転車と歩行者の接触事故のケース

〔事故の発生状況〕

加害者(男・14歳)が自転車に搭乗して、時速20キロメートル弱の速度で進行し、一時停止その他の安全確認を行うことなく横断歩道に乗り入れたところ、歩道を小走りで歩行中の被害者(女・10歳)と衝突し転倒させた事故

〔過失割合に関する判定〕

加害者の過失は事故防止の観点から最も基本的かつ重要な注意義務に違背するものである以上、被害者においていまだし左右の安全を確認していれば事故を避けられなくはないにしても法規範的見地からは、これを過失相殺事由とするのは相当ではないとした。
(東京地裁・昭和63年1月29日判決)

〔事故の発生状況〕

商店街の中にある歩道上での歩行者と対向の自転車との接触事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者には自己の周囲の動静を十分に注視しなかった落度があるうえ、自転車は直進し、左右に進路を変更した形跡が窺えないこと、接触したのは補助椅子部分であり加害者の運転席より後方に位置していること、自転車の後部補助椅子右側は、格別横にはみだした構造となっていないこと、事故態様は被害者の身体が直接自転車に接触したのではなく上着がひっかかったものであること等の事実を考慮し、加害者の過失の程度はさほど大きくないものとし、50パーセントの過失相殺を認めた。(東京地裁・平成9年7月15日判決)

(11) 並進車両の接触事故のケース

〔事故の発生状況〕

見とおしのよい交差点において交差点手前の道路の左側に停車していた加害車(普通貨物自動車)が突然発進・右折進行したため、後から加害車の側方を通過しようとして進行してきた被害車(自動二輪車)に接触し、被害者が転倒し、股関節脱臼、左腓骨骨折等の傷害を受けた事故

〔過失割合に関する判定〕

漫然と発進・右折した加害車に、後方・側方注意義務違反の過失を認め、前方安全確認義務を怠った被害者に10パーセントの過失相殺を認めた。
(名古屋地裁・昭和63年2月26日判決)

〔事故の発生状況〕

渋滞中の交差点手前で加害車(大型貨物自動車)と並進中の被害車(原付自動車)が接触し被害者に右頸部打撲傷兼擦過傷、右大腿部打撲傷の傷害を負わせ、車両及び着衣に損害を与えた事故

〔過失割合に関する判定〕

加害車の運転者に左側方の注意を怠り、並進していた被害車に気付かず、自車を路側線から外にはみ出して進行した過失を認め、被害者が先行車の停止・減速等の動作に応じ、これに追突しない措置をとれる程度の間隔及び速度を保持して進行すべき注意義務を怠ったとして、被

害者に60パーセントの過失相殺を認めた。(横浜地裁・昭和63年2月29日判決)

〔事故の発生状況〕

原付自動車搭乗の被害者が、道路予定地を走行して車道に進入しようとしたところ、左に幅寄せした加害車大型トレーラに驚き、アスファルトの盛り上がり部分で転倒して轢過され死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

過失割合を5対5と認めた。(大阪地裁・平成9年3月14日判決)

〔事故の発生状況〕

信号待ちで停止していたA車(自動二輪車)とB車(大型乗用自動車)が、対面信号機の表示に従って発進し接触した事故

〔過失割合に関する判定〕

A車運転者は、約1メートルの間隔しかない第三車線上のB車と第四車線上の車両(C車)間にバランスを崩しやすい自動二輪車を停止させたうえ、B車及びC車と同時にA車を発進させて併走させるなどした結果、B車と接触したものとして、A車運転者に90パーセントの過失相殺を認めた。(大阪地裁・平成15年12月22日判決)

(12) 店舗の密集する裏通りを通行する自動車のケース

〔事故の発生状況〕

加害車がいわゆる裏通りを時速約80キロメートルで走行中、同乗者の「危ない」との声に急制動したところ、加害車の右前部を歩行中の被害者の腰部付近に衝突、被害者が腰部、右肘後頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を受けた事故

〔過失割合に関する判定〕

店舗の密集した歩行者の通行の多い、いわゆる裏通りにおいて、加害車(普通乗用自動車)の直前を後方を確認することなく横断を開始して、加害車と衝突した被害者に、10パーセントの過失相殺を認めた。(東京地裁・昭和63年1月28日判決)

(13) ドアの関係のケース

〔事故の発生状況〕

加害者が道路第一車線左側側端に加害車を停止させ、右後方の安全を十分確認しないまま、下車するため運転席のドアを開扉したところ、同車右後方から進行してきた被害者運転の被害車(自動二輪車)がドアに衝突し、次いで加害車の右側方第二車線上に加害車と約1.2メートルの間隔において停止中の普通乗用自動車左前フェンダー部分に衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に20パーセントの過失相殺を認めた。(東京地裁・昭和63年10月28日判決)

〔事故の発生状況〕

渋滞のため加害車(タクシー)を停止させた際に後部座席にいた外国人乗客Aが降車しようとしてドアを開扉したため、後方から走行してきた被害者運転の自動二輪車と衝突した事故

〔過失割合に関する判例〕

被害者は、加害車と歩道端との間を時速20ないし30キロメートルの速度で徐行したため加害車後部左側ドアが開くのを衝突直前に発見したが、何らの回避措置をとることもできず、

衝突したとして、10パーセントの過失相殺を認めた。
(東京地裁・昭和63年11月25日判決)

〔事故の発生状況〕

信号待ちのため停車中の加害車(普通乗用自動車)が突然後部左側ドアを開扉したため、加害車の左側を通過しようとした被害車(原付自転車)がこれに衝突して転倒し、被害者が受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

加害車がタクシーであると認識しながらも、ドアの開扉に注意を払うことなく同車の左側を通過した被害車に、10パーセントの過失相殺を認めた。
(神戸地裁・平成3年3月26日判決)

〔事故の発生状況〕

渋滞中の第一車線の右側を進行中の被害車(自動二輪車)が第一車線の加害車(普通貨物自動車)の開いた右ドアに接触して転倒した事故

〔過失割合に関する判定〕

事故当時、第一車線と第二車線はいずれも渋滞中で、第一車線を走行中の車両と第二車線を走行中の車両の間隔は約2.2メートル程度であったのであり、被害車としては右車両間をいわば抜け駆けするようにして走行するわけであるから、道路の状況に応じて、できる限り安全な速度で走行すべきであったのに、時速40キロメートルの速度で運転したためにその被害が大きくなったといえることができるとして、被害者の過失割合を25パーセントと認めた。
(東京高裁・平成5年1月25日判決)

〔事故の発生状況〕

乗客を降ろすため、第一車線に停車したタクシー(加害車)の開いた左側ドアに後続の原付自転車(被害車)が衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

加害車は、第二車線ではなく、最も歩道寄りの第一車線に入って停車したものであり、車内で乗客との間で料金の受渡しをしたうえ、ドアを開いたものであって、被害者が前方の加害車の動静を注意して進行しておれば、加害車の運転者が停車して乗客を降ろすため、ドアが開く可能性を予見することが可能であったものと認められ、事故が発生したについては、被害者の前方不注視の過失があることも否定できないとして、加害車と被害車の過失割合を9対1と認めた。(東京高裁・平成5年12月14日判決)

〔事故の発生状況〕

直進中の加害車である普通貨物自動車は、前方に停車中の被害車である普通貨物自動車のドアに衝突し、被害車運転手が死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害車を避難所内から80センチメートル程はみだして駐車させていたこと、駐車灯・ハザードランプをつけず危険回避措置もとらなかったこと、右ドアを開けた状態で走行車線上に居たことなどを理由として、被害者に40パーセントの過失相殺を認めた。
(大阪地裁・平成7年8月29日判決)

〔事故の発生状況〕

加害車(普通貨物自動車)を停車すべく道路歩道に車両を乗り上げて停止し、右ドアを開けたところ、歩道を走行してきた被害車(自転車)がその右ドアに衝突し、自転車運転の被害者が受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

元来加害者には車両のドアを開けると、後ろから自転車などが来るかもしれないので、後方を十分確認すべきなのに、その義務を怠った過失があったといえるし、それが本件事故の主要な原因であったといつてよく、自動車が道路歩道に乗り上げてきたのであるから、被害者は前方を注視して同車両のドアが開いて人が降りてくるかもしれないことを予測し適切な退避措置を講ずるべきであったともいえないが、加害者の過失の内容や事故の態様からすると、加害者の過失に比べ被害者の過失は極めて些細で、これを斟酌するのは相当ではないとして、被害者に過失相殺を認めなかった。（大阪地裁・平成10年10月29日判例）

〔事故の発生状況〕

信号待ちのため停車していた加害車両（普通乗用自動車）の後部左ドアを開け、左方を進行していた被害自転車に接触、転倒させた事故

〔過失割合に関する判定〕

加害車両の同乗者には、後部左ドアを開くに際して、加害車両の左側方を通過しようとする自転車等があるか否かを確認し、自転車等が開いたドアに接触することのないよう注意すべき義務違反があるとする一方、自転車に搭乗していた被害者が、信号待ちのために停止している車両のドアが開かれることを予測するのは困難であるとして事故の発生につき被害者に過失はないものと認め、過失相殺の主張を認めなかった。（東京地裁・平成14年4月22日判例）

〔事故の発生状況〕

加害車（タクシー）が乗車していた乗客を降ろすため、左後部ドアを開けたところ、左後方を走行してきた被害車（大型自動二輪車）がドアと衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

加害者は乗客を降ろすことを周知させるため、加害車のハザードランプを点滅させたのであるから、被害者としても前方を注視していればドアが開くことを予見でき、被害者にも落ち度があったとして、10パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成15年3月24日判決）

（14）交通整理者の不適切誘導のケース

〔事故の発生状況〕

信号機による交通整理の行われている交差点付近西側車線側が道路工事のため交互通行であったため、北東から南西に向けて進行中であったA車（普通乗用自動車）が交差点付近及び道路工事帯の北端側で交通整理・誘導をしていた加害者（警備員）の不適切な手合図により、信号が赤なのに進行可と誤って判断して進行したため、北東側に向け進行中のB車（自動二輪車）と衝突しB車運転者が受傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

A車運転者と加害者との過失割合を6対4と認めるのが相当とした。（東京地裁・平成11年1月27日判決）

（15）チャイルドシートの不装着のケース

〔事故の発生状況〕

前方不注視により対向車線にはみだした対向車の一方的過失による正面衝突事故において、幼児（男・2歳）が頭蓋骨骨折、外傷性くも膜下出血の傷害を負い死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

チャイルドシート装着のない車両の後部座席に幼児を乗車させた母親に監督上の過失があるとして、5パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・平成15年9月24日判決）

（16）その他のケース

〔事故の発生状況〕

路上で喧嘩していた相手方が運転して発進しようとした加害車（普通乗用自動車）のトランク上に飛び乗り、その屋根によじ登って走行する車を蹴り回し、フロントガラスを蹴破るなどし転落し被害者が死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に、40パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・昭和63年6月30日判決）

〔事故の発生状況〕

幅員の狭い道路で加害車のドアミラーが対向の被害車のドアミラーに接触し、被害車のドアミラーが破損して被害者の右眼を傷つけ、失明した事故

〔過失割合に関する判定〕

加害車運転者について幅員の狭い道路を進行し対向車とすれ違いに際し、道路左端に寄り、停止直前まで最徐行して衝突を避けるべき注意義務があったのに、これを怠って制限速度（30キロメートル）を超える時速40キロメートルで進行した過失を認め、被害者につき、道路左端に寄り、停止直前まで最徐行して加害車との衝突を避けるとともに、衝突した場合の損害を拡大させないように注意すべき義務があったにもかかわらず、減速したのみで右側ドアの窓を開けたままドアミラーに顔を近づけて進行した過失があるとして被害者に40パーセントの過失を認めた。（仙台地裁・平成4年12月25日判決）

〔事故の発生状況〕

自動二輪車が転倒し、運転していたAが対向車線を走行中の加害者運転の貨物自動車と衝突し死亡した事故

〔過失割合に関する判定〕

加害者には制限速度をやや上回って走行した過失、センターラインをやや越えて走行した過失があるものの、事故状況からして、これらが事故と因果関係がない疑いも強く、加害者は免責となる可能性も少なくないが、センターラインを越えた加害車を見て驚いたことの影響がある等して加害者が免責にならなかったとしても、転倒した被害者の過失割合は70パーセントは下らないとした。（大阪地裁・平成7年5月26日判決）

〔事故の発生状況〕

加害車（普通乗用自動車）が駐車禁止区域に、片側車線の大部分を塞ぐ形で駐車灯を点滅しないで駐車していたところ、前照灯を点灯せず、制限速度を大幅に超過する被害者搭乗の原動機付自転車が衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

加害者は、夜間、ゆるくカーブした片側一車線の坂道に曲がり角付近に、片側車線の大部分を塞ぐ形で車線左側に寄せて加害車を駐車したところ、その駐車場付近はほとんど照明がないのであるから、駐車灯を点滅させるなどの追突防止措置をとるべきであるにもかかわらず、これを怠り漫然と駐車禁止区域に加害車を駐車した過失がある。他方、被害者にも、夜間であり前方左側の電柱によって前方の見通しが悪かったとはいえ、B車の前照灯を点灯しており、前方を注視していれば、約20メートル手前から加害車を発見できたものであるから、本件事故現場付近の道路における最高制限速度あるいは原動機付自転車についての最高制限速度毎時30キロメートルの制限内の速度で走行し、前方注視を怠らなかったとすれば、事故を未然に回

避け、これを防止し得た可能性を否定し難く、被害者に、制限速度を大幅に超過して走行した過失若しくは少なくとも運転者として最も基本的な義務である前方注視義務を怠った過失があるというほかない。そして以上の諸事実によれば、双方の過失割合は、加害者が六、被害者が四であるとするのが相当である。（東京高裁・平成7年6月28日判決）

〔事故の発生状況〕

加害車（普通貨物自動車）の後退を誘導していた被害者が加害者に合図せずに加害車の後退進路に落ちていた物品を片付けようとしたところ、これに気が付かなかった加害者がそのまま加害車を後退させて被害者に衝突した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に60パーセントの過失相殺を認めた。（大阪地裁・平成10年3月26日判決）

〔事故の発生状況〕

タクシーの乗車を断られ、かなり酔っていてタクシー運転者との間でトラブルを起こした被害者が、発進したタクシーの後部にしがみついていたところ、タクシー運転者が急制動措置をとった際、転落して負傷した事故

〔過失割合に関する判定〕

タクシー運転者は、被害者がタクシーを逃すまいと追ってくる状況又はタクシーの後部にしがみついている状況を容易に確知できた可能性が高いとして、安全確認義務違反による過失を認め、タクシー運転者に攻撃的な態度をとり、タクシーの後部にしがみつくといい極めて危険な行為をした被害者に70パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成13年5月30日判決）

〔事故の発生状況〕

被害者らが加害車（普通乗用自動車）を取り囲み、ボンネットを蹴ったり大声で叫ぶなどしたため、恐怖心を抱いた加害車運転者が加害車を急発進させて被害者をはねた事故

〔過失割合に関する判定〕

被害者に30パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成13年7月31日判決）

〔事故の発生状況〕

道路を同一方向に走行していたA車（自動二輪車）とB車（原付自転車）とが接触し、A車が転倒した事故

〔過失割合に関する判定〕

AとBが走行方法をめぐってトラブルになった後、AがB車側に寄っていった事実、及びこれを知りながらあえて自己の車両を先行させようとしたBの走行方法の問題性を総合的に考慮し、過失割合を両者ともに50パーセントとした。（東京地裁・平成13年9月25日判決）

〔事故の発生状況〕

停止中の自転車（A車）の右脇を後続の自転車（B車）が追い越そうとして進行したところB車がA車の前輪に衝突・転倒した事故

〔過失割合に関する判定〕

B車搭乗者は、A車右脇を通過するに際し警鐘措置をあらかじめとり、徐行するか又は状況次第では自転車から降りて押して歩くかなどの運転方法をとるべきであったのに、そのような方法をとらなかったとして、停止中であったA車の過失責任を追求することはできないとした（東京地裁・平成13年9月28日判決）

〔事故の発生状況〕

先行する加害車両が車線変更して急制動したため、後続する被害車両（自動二輪車）が転倒した事故

〔過失割合に関する判定〕

被害車運転者には前方車両の動静に注意し、安全な速度と車両間隔を保持して走行すべきであったとして、安全運転義務を尽くさなかった過失があるとして被害者運転者に5パーセントの過失相殺を認めた。（東京地裁・平成13年12月26日判決）

〔事故の発生状況〕

急制動したバスに乗車中の被害者が車内床に転倒し、運転席左後ろにあるパイプに頭部を強くぶつけ、頸椎損傷の傷害を負った事故

〔過失割合に関する判定〕

降車予定のバス停が近づいてきたため座席を立ち、片方の手に鞆を持ち、もう片方の手で座席の肘当ての部分を持っていた被害者に、15パーセントの過失相殺が相当と認めた。（名古屋地裁・平成15年3月24日判決）

〔事故の発生状況〕

マンションの出入口に設けられたスロープでスケートボードに乗って遊んでいた被害者（女11歳）が前面道路を走行してきた加害車両（普通乗用自動車）に衝突された事故

〔過失割合に関する判定〕

スロープで危険なスケートボード遊びをし、間近に迫っている加害車両に気付くことなくスロープを滑り降りた被害者の落ち度は大きいですが、子供の飛び出しを予想して十分な安全確認を怠った加害者の落ち度も軽視できないとし、被害者保護及び危険責任の観点を考慮し、損害の公平な分担という見地から被害者の過失割合を40パーセントにとどめるのが相当とした。（東京地裁・平成15年6月26日判決）